

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	条件	平省	○財
二十									件令	国債	務省
利發行	振替	額最低	払込	發行	發行	用等	振替	の法律	發行	等を第	債の發行
利過行	單	額面	金	方		法項及	條律行	名稱	及	三十	告示
子率格	位	額	額	法		の適	項及び	及	び	四年	等に關する
(+) 年額平す額の振		五百額い募	六月	二百四十五号							
○面成るの記替		万十三面に集	七月	第六百四十四年							
各・金二。整載法		円億金よ取	五月	昭和五十一年							
募一額十數又の		千額る扱	日	利付國債の發行							
集パ百四十倍は規		四で發	第七十	大藏大臣							
取一円年記定		百行	六月	昭和五十七年							
扱セに六金錄に		四三億	七日	大藏大臣							
機シつ月額はよ		五十	十一	利付國債の發行							
関トき七に、る		九	九	九	九	九	九	九	九	三十	昭和五十七年
は、百日よ最振		万百	六月	大藏大臣							
払込五銭も額口		四三	三十	昭和五十七年							
金の面座と金簿		千六	六月	大藏大臣							
		百	百	百	百	百	百	百	百	三十	昭和五十七年

の  
払  
込  
み

額に加え、次第の算式により規定する額に期日におい

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{23}{365}$$

(二)

る。税金の支拂いに係る所徴税額は、該口座の開設時に記載された振源と同様に算定される。即ち、該口座の開設時に記載された振源と同様に算定される。

十三

初期利子

十四

後第二利期子以

毎年支払期定額は、期成定期の銀行号の額を、翌年四月十日までの営業日を以て、各支払期に十日おきに算定され、その額を年支払額とする。即ち、該定期の銀行号の額を、翌年四月十日までの営業日を以て、各支払期に十日おきに算定され、その額を年支払額とする。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{23}{365}$$

十 十 十  
八 七 六 五

払 払 元 償 償  
込 場 利 還 還  
期 所 金 金 期  
日 支 額 限

平 日 額 平 る い  
成 本 面 成 利 て  
二 銀 金 二 子 、  
十 行 額 十 を そ  
四 百 六 支 の  
年 円 年 払 日  
六 に 五 う 以  
月 つ 月 。 前  
七 き 十 六  
日 百 五 月  
円 日 間  
に 属  
す